

事 務 連 絡

平成29年 4 月 26日

各 { ガイドライン検査対象17都県
17都県保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部監視安全課

きのこ、山菜等の放射性物質への対応について

食品中の放射性物質については、計画的な検査や、必要な場合には出荷制限の実施等、格段の御高配をいただいているところですが、昨年来、出荷制限区域内で採取された野生の山菜類が販売された事案、施設栽培のきのこ類の流通品検査においても基準値を超過した事案等が確認されています。

つきましては、関係都県の特用林産担当課とも連携の上、関係事業者への周知・指導を行うとともに、適切にモニタリング検査を実施する等、基準値を超過するものが流通することのないよう対応をお願いします。

なお、別添のとおり、平成29年4月17日付け29林政経第18号により林野庁から17都県特用林産担当部長あて通知を発出していることを申し添えます。

29 林政経第 18 号
平成 29 年 4 月 17 日

青森県、岩手県、宮城県、秋田県
山形県、福島県、茨城県、栃木県
群馬県、埼玉県、千葉県、東京都
神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
静岡県

特用林産担当部長 殿

林野庁 林政部 経営課長

安全な特用林産物の供給について

平素から、安全な特用林産物の供給に当たり、放射性物質の検査、適切な出荷管理の指導等について、特段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は、野生の山菜類に関して、出荷制限区域内から採取されたタケノコが販売されたり、道の駅で販売されたコシアブラや学校給食の食材のタケノコなどから基準値（100Bq/kg）を超える放射性物質が検出されるなどの事例が見られたところです。

このような事態は、特用林産物の安全に対する消費者の信頼を損ね、ひいては生産者の方々にとっても不利益となるものであり、再発防止を図っていくことが重要と考えています。

貴都県におかれましては、衛生部局や市町村とも連携し、野生の山菜類をはじめとする特用林産物に関し、下記について特段の御対応をいただきますよう改めてお願い申し上げます。

記

1. 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部）に基づく検査の的確な実施
2. 生産者及び直売所等に対し、出荷制限の品目及び区域を周知すること
3. 生産者に対し、出荷前に検査をしてから出荷するよう周知すること
4. 直販所等に対し、採取地や検査結果等を確認してから仕入れるよう要請すること

(参考)

昨年の野生の山菜類に関する報道事例

(平成28年)

- 4月26日 福島県内のスーパーの地産地消コーナーで販売されたタケノコ (6.4Bq/kg) が、出荷制限区域内から採取されたものであった
- 5月7日 栃木県の道の駅で販売されたコシアブラから基準値 (1,600Bq/kg、2,200Bq/kg) を超える放射性物質が検出され、出荷制限区域のものが出荷制限のない市町産として販売された
- 5月12日 栃木県の小学校の給食の食材として使用されたタケノコから基準値 (234Bq/kg、131Bq/kg) を超える放射性物質が検出され、出荷制限区域のものが混入していた
- 5月14日 山形県で採取され、山梨県内で販売されていたコシアブラから基準値 (170Bq/kg) を超える放射性物質が検出された